

税負担の公平性を確保するために

町税の滞納処分を強化しています

税金は、納税される方が納期限までに自ら納めていただくものです。

納期限までに納付をされないと督促状により納付を促しますが、督促後もなお未納が続ぎ、催告書等により納付を促しても、自ら納付される意思が見られない場合は、法に基づき滞納処分を受けることとなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つために、また自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

■滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。

また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（給与、売掛等債権、不動産など）の調査を行います。

③差押

預貯金・給与などの債権、不動産などを差し押さえます。自動車等にはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価、充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。



自動車のタイヤロック

平成 24 年度から平成 26 年度までの滞納処分状況（件数）

差押	56件
搜索	1件

●納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

税務課徴収対策班
☎0820(74) 1031



6月1日、日良居庁舎において平成27年度周防大島町食生活改善推進協議会総会並びに研修会が行われました。

研修会では、食推の中・四国ブロック研修会に参加された方の報告があり、他県の食推の取り組みや今後の活動について知ることができました。その後、島根県津和野町にあるイタリアンレストラン『ピノロッソ』のシェフ赤松健二さんによる「味覚体験を通じた食育活動」と題した講演がありました。

食の乱れに危機感を持ったシェフたちが子どもたちに本物の味を伝えたいと、各地の小学校で行っている「味覚の授業」を体験させていただきました。「味って何だろう？」で始まり、基本の五味（塩味、酸味、苦味、甘味、うま味）を試食を通して感じたり、五感（視覚、嗅覚、聴覚、味覚、触覚）を使って味わうことの大切さを学びました。授業を受ける子どもたちのいきいきとした姿が目に見え、嬉しかったです。

最後に、食材は生きていく命であり、感謝の心を持って、無駄にははいけないというシェフの姿勢をお聞きしました。今回学んだことを日々の生活や食推の活動に生かしていきたいと思えます。

周防大島町食生活改善推進協議会久賀支部

伊東 容子

